

「中山間地域の魅力プロモーション事業」実施業務委託に係る 企画提案競技実施要領

1 事業の目的

本県の中山間地域にある隠れた魅力を都市部在住者や地域の移住者の視点を加えて掘り起こし、全国の移住希望者に効果的にPRできるよう情報発信を行う。

2 実施期間

契約締結の日から令和3年3月22日（月）まで

3 委託料

11,904千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ※ 委託業務に係る全ての経費を含む。
- ※ 備品の購入など、団体の財産取得となる経費は原則として認めない。

4 企画提案競技参加資格要件

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 暴力団ではないこと、又は、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 国、県、市町村等が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (7) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

5 企画提案競技スケジュール

- (1) 企画提案募集期間
令和2年7月10日（金）から令和2年7月30日（木）午後5時まで
- (2) 質問受付期間
令和2年7月10日（金）から令和2年7月27日（月）午後5時まで

(3) 企画書等の提出

① 提出書類等（各5部）

ア 企画提案書（各社の提案は、1社1案まで）

※ A4版で1冊にまとめてください。

※ 企画提案書へ記載する内容については、仕様書を御覧ください。

イ 費用見積書

費用内訳を記載してください。金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務内容は「中山間地域の魅力プロモーション事業委託業務」とします。

② 提出期限等

ア 提出期限

令和2年7月30日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1（県庁本館3階）

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課

移住・定住推進担当（担当者：伊達）

電話 0985-26-7922

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書類書留に限る）

(4) 審査

書面審査を行い、受託者を決定します。

(5) 受託者の決定

令和2年8月4日（火）頃

(6) その他

① 今回の企画提案競技への応募に要する経費については、応募者の負担とする。

② 提出書類については返却しない。

③ 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。

④ 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとする。

6 事業の目標

中山間地域の新たな魅力の掘り起こしと効果的なPR手法の確立
全国の移住希望者の本県中山間地域での暮らしへの関心を高める

7 企画提案書記載事項

提出の対象となる業務内容は、仕様書のとおりとする。

企画提案書の作成にあたっては、以下の内容によること。

(1) 応募団体の概要

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 代表者職氏名
- ④ 担当者職氏名
- ⑤ 実施体制

※ 担当者（事務分担する場合はそれぞれの事務と担当者名）の配置や、担当者に対する指揮監督のあり方、事業監督者の配置等を記載すること。

③ 担当者連絡先(電話・FAX・電子メール)

(2) 参加者の募集

目標達成のための具体的な手法等について記載すること。

(3) 事業を効果的に実施するための以下の業務に係る工夫

- ① 実施する取組についての効果的な運営方法の実施
- ② 全国の移住希望者に広く本県の魅力を届ける情報発信の実施
- ③ セミナー参加者等の本県への移住についての関心度を高める企画の提案

(4) 以下の業務を遺漏無く実施するための体制の整備

- ① ワークショップ、移住セミナー開催に係る関係機関との間における調整
- ② 各取組に要する経費の支払事務

(5) 実績

委託事業を適切に実施するに十分な実績があれば記載すること。

※過去に本県及び他自治体から本委託業務と同等程度の業務を受託し、履行を完了したことがある場合は、その実績について記載ください。

8 審査の方法

企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行った1事業者を契約候補者として選定する。

(主な審査項目)

- 目標達成のための具体的な手法等が記載されているか。
- 本事業を効果的に実施するための以下の業務について、工夫がなされているか。
 - ・ 実施する取組についての効果的な運営方法の実施
 - ・ 全国の移住希望者に広く本県の魅力を届ける情報発信の実施
 - ・ セミナー参加者等の本県への移住についての関心度を高める企画の提案

- 以下の事業を遺漏無く実施することができるか。
 - ・ ワークショップ、移住セミナー開催に係る関係機関との間における調整
 - ・ 各取組に要する経費の支払事務

9 契約保証金

契約にあたっては、宮崎県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を、契約保証金として契約締結時に県に納付するものとする。

この契約保証金は、契約が支障なく履行された時は、契約期間終了後に全額返還する。

※ 過去2か年度の間に関と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金の納付が免除される場合がある。